

議第109号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例を次のとおり定める。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成18年呉市条例第4  
号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で  
示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定 する条件付採用になっている職員(規則 で定める職員を除く。) (4)～(6) 略 3 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条 件付採用になっている職員(規則で定め る職員を除く。) (4)～(6) 略 3 略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改  
正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平  
成17年呉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で  
示すように改正する。

改正前	改正後
(職員の派遣) 第2条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条第1項に規定 する <u>条件付採用</u> になっている職員(規則 で定める職員を除く。) (4)～(6) 略	(職員の派遣) 第2条 略 2 略 (1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第22条に規定する条 <u>件付採用</u> になっている職員(規則で定め る職員を除く。) (4)～(6) 略

(呉市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 呉市職員の分限に関する条例(昭和26年呉市条例第68号)の一部を次  
のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p><u>2 第2条の規定に該当する場合における休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内において、それぞれ個々の場合について、任命権者が定める。</u></p> <p><u>3 前項の期間又はこの項の規定により更新された期間は、任命権者が特に必要があると認めるときは、2年を超えない期間で更新することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、法第28条第2項第1号及びこの条例第2条に規定する休職の事由が消滅した場合においては、当該職員が離職し、又は他の事由により休職されない限り、速やかにその職員を復職させなければならない。</u></p> <p><u>5 略</u></p>	<p>(休職の効果)</p> <p>第4条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p><u>2 任命権者は、法第28条第2項第1号に規定する休職の事由が消滅した場合においては、当該職員が離職し、又は他の事由により休職されない限り、速やかにその職員を復職させなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 法第22条の2第1項第1号に規定する職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。</u></p>

(呉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 呉市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年呉市条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の期間給料の月額（呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年呉市条例第54号）第3条第1項</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は1日以上6月以下の期間給料の月額（呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年呉市条例第54号）第3条第1項</p>

の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額の10分の1以下を減ずるものとする。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「給料の月額(呉市立呉高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年呉市条例第54号)第3条第1項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額を加算した額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「基本報酬(呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年呉市条例第 号)第3条に規定する基本報酬)の額」とする。

(呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 呉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成7年呉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(短時間勤務職員等の特例) 第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公務員法第22条第5項の規定により採用された <u>臨時的任用職員</u> の勤務時間及び休暇等に関しては、この <u>条例の規定にかかわらず</u> 、別に法律で定めるもののほか、任命権者が定める。	(短時間勤務職員等の特例) 第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員並びに同法第22条の3第4項の規定により採用された <u>職員</u> の勤務時間及び休暇等に関しては、 <u>第2条から前条までの規定にかかわらず</u> 、別に法律で定めるもののほか、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、 <u>任命権者が別に定める</u> 。

(呉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第6条 呉市職員の育児休業等に関する条例(平成4年呉市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で

示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務職員，一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する特定短時間勤務職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる特定短時間勤務職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである特定短時間勤務職員を除く。）</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>次条第3号に掲げる場合に該当する特定短時間勤務職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該特定短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている特定短時間勤務職員に限る。）</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) ～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する特定短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は同法第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務職員，一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員その他の一般職の非常勤職員をいう。以下同じ。）以外の特定短時間勤務職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する特定短時間勤務職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない特定短時間勤務職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する特定短時間勤務職員（その養育する子が1歳に達する日（以下、この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該特定短時間勤務職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている特定短時間勤務職員に限る。）</u></p>

ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、特定短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する特定短時間勤務職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該特定短時間勤務職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期

る。)

ウ 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) ・ (2) 略

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、特定短時間勤務職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する特定短時間勤務職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該特定短時間勤務職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている特定短時間勤務職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期

の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6か月に達する日

ア・イ 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

### 第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア・イ 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

### 第2条の4 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成

(2) ～(4) 略

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) ～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第7条 略

2 給与条例第14条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) ～(5) 略

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

第7条 略

2 給与条例第14条の5第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項の規定により採用された職員を除く。)のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 育児短時間勤務をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) ～(6) 略

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければ

	ばその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
--	--------------------------

(呉市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

第7条 呉市報酬及び費用弁償条例（昭和22年呉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 この条例は、別に定めあるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項の規定に基づき、同条第1項に掲げる者に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。	第1条 この条例は、別に定めあるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項の規定に基づき、同条第1項に掲げる者に支給する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第8条 呉市職員の給与に関する条例（昭和27年呉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関して必要な事項を定めるものとする。	(この条例の趣旨) 第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、 <u>同法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（同法第22条の2第1項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。）</u> の給与に関して必要な事項を定めるものとする。
<u>(臨時職員及び非常勤職員)</u> 第17条 臨時に任用した職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された短時間勤務職員を除く。）の給与は、この条例の規定にかかわらず別に法令で定めあるもののほか、任命権者が常勤職員の給与との均衡を考慮して予算の範囲内で支給する。	

(施行規定)

第18条 略

(施行規定)

第17条 略

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。